

令和7年度 ニュースポーツ指導者派遣事業実施概要

年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツである「ニュースポーツ」の実施を通じて、市民の運動不足解消やレクリエーションの促進を図ることを目的に、ニュースポーツ指導者の派遣事業を実施する。

1. 事業名称：ニュースポーツ指導者派遣事業
2. 事業概要：
 - 申込に応じ、指導員を派遣し、ニュースポーツの指導を行う。（1時間30分から2時間程度）
 - 一回当たりの派遣人数は3名とし、必要な備品等は受託者が会場へ持参する。
（参加人数が100名を超える場合は、必要に応じて派遣人数を4名にすることがある）
3. 利用者の負担等：
 - 利用料は、無料とする。
 - 体育館、運動場等の会場の準備は、利用者において行う。
 - 派遣者の駐車スペースの確保は、利用者において行う。
 - 事業実施後、利用者はアンケートに協力する。
4. 派遣対象：① 堺市が実施するのびのびルーム等
② 堺市在住・在勤又は在学の15人以上の団体やグループ
（原則、1団体につき各種目1回限り）
5. 実施種目：体育館 ①キンボール、②キャッチング・ザ・スティック
③フラッグフットボール ④ボッチャ
運動場 ⑤ペタンク、⑥グラウンドゴルフ、⑦手打ち野球
6. 実施時期：令和7年6月1日～令和8年2月28日
7. 申込期限：随時、ただし予算終了まで。